

# 接骨院にかかるまえに 知っておいてもらいたいこと

よしだ内科クリニック  
吉田 章

## ○ はじめに

街を歩くと、「頭痛、腰痛等あらゆる痛みをお任せください」「あきらめていた痛みを治します」「産後骨盤矯正」、さらには「交通事故取扱い」等の看板をよく見かけます。さらに、多くの場合「診療中」とか「診療日」などの記載も見られ、まるで医療機関かのような印象を受けますが、よく見ると〇〇整骨院とか〇〇接骨院と書いてあります。

接骨院（整骨院）とはどのような施設で、どのような業務をしているのでしょうか。

まず押さえるべきことは、接骨院は柔道整復師がその業を行う施設、柔道整復師法で規定される「施術所」であって、医療機関とは異なる施設だということです。そして、柔道整復師の業務内容は、厚生省（現厚労省）の解説によれば、「骨折、脱臼、打撲、捻挫等に対して、その回復を図る施術

をおこなうものである」とされており、さらに施術の対象は「打撲・捻挫と、応急の手当としての骨折・脱臼であり、すべての急性期のものに限る」とされています<sup>1)</sup>。

しかし、冒頭のような看板の表現からは、慢性の痛み、外傷によるものではない痛み、更には骨盤矯正など外傷と無関係の分野を扱えるかのような印象を受けるのではないのでしょうか。実際、整形外科などの医療機関と誤解してしまっている方も少なくないようです。

写真の看板は文言の内容は比較的控えめですが、「診療」「腰痛」「肩こり」「神経痛」のほか「レーザー」「干渉波」「超音波」等の文言がならび、医療機関と勘違いさせかねません。実際に、私の患者さんの中にも整形外科と接骨院の違いが分からないという方を見かけるようになってきました。特に「診療」という、本来医療にしか使えない言葉が使われているのを見れば勘違いするのも無理はないでしょう。

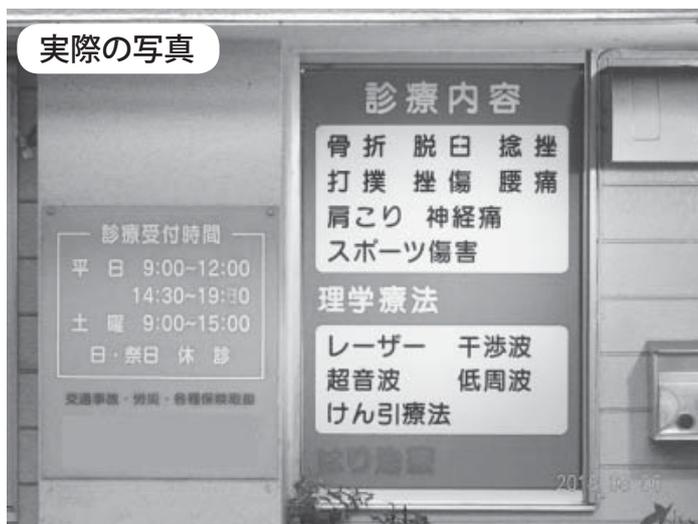
1) 昭和23年6月17日医第123号「あん摩、はり、きゅう、柔道整復師等営業法の疑義に関する件」  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta1107&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1107&dataType=1&pageNo=1)

接骨院を整形外科などの医療機関と誤解することは、本来医療機関を受診すべきところを接骨院にかかったため健康被害に遭うという事態を招きます。後述しますが、筆者の患者さんの中にも実例があります。

柔道整復師法は、広告を厳しく制限しており、看板に医療機関との誤解を与えるような文言を載せることは禁止されているのですが、実際には十分守られておらず、冒頭のような表現の看板を私たちはよく目にする事態になっています。

このことは何をもたらしているのでしょうか？ 私の患者さんの例ですが、60代の女性が、1カ月以上右手が腫れて痛いと来院されました。接骨院に通っていたが一向に良くならないとのことでした。診察すると、どうみても関節リウマチの症状です。すぐレントゲン検査、血液検査を行い、やはり関節リウマチと診断。投薬をしたところ速やかに症状は改善し、今も治療を継続しています。この事例の場合、けがをして腫れたわけではないので、接骨院にかかるのではなく整形外科など医療機関を受診すべきだったわけですが、見分けがつかず接骨院に行ってしまったわけです。発症すぐの重要な時期をいたずらに消費し、正当な医療を受ける機会を逃してしまったことになります。

このような事態を防ぐためにも、接骨院の業務内容をよく周知すること、違法で有害な看板等の広告を規制することが当局に強く望まれます。特に医療行為にしか使え



ないはずの「診療」という用語は早急に一扫することが必要と思われます。

## ○ 広告規制に関する新しい動き

接骨院の広告規制に関しては、健康被害との関連においてその規制を徹底するように医療界の中からも以前から要望されてきましたが、遅々として進まなかったのが現状でした。しかし、2024年の厚労省の検討会で大きな動きがありました。2025年2月厚労省から広告に関する新しいガイドライン（あはき・柔整ガイドライン）が出たことで大きな前進が期待されます。広告不可な事項の例（特に留意すべき表現）として、以下の項目が示されました。

### 【広告不可な事項】

- ア 診療（診療日、診療時間、診療中等）と表記すること
- イ 診察（診察日、診察時間、診察中等）と表記すること
- ウ 診（休診日、初診、再診、往診等）と表記すること

医療機関と誤解する最大の原因である「診」表記の禁止が明文化されたのです<sup>2)</sup>。東京都関係者の話では、これで違反広告に対する指導を行いやすくなるのではないかとのことでした。

ただ、残念なこともあります。「整骨院」の名称についてです。接骨院が好んで使っているこの字句ですが、整形外科と誤解する一因であり、今までの関連法律にもこの字句は載っていません。そうしたことから新規の施術所には、「整骨院」という名称を使うことは認められないことに決まったのですが、その後、柔道整復師の団体からの抗議を受け白紙になってしまいました。そもそも法律に記載されたことのない名称が認められてきたこと自体がおかしいのですが、この「整骨院」の取り扱いはこれから大きな検討課題として残ることになりました。

## ○接骨院で健康保険が使えるのは「けが（負傷）」だけ

接骨院を医療機関と誤解する別因として、健康保険が使えることが挙げられます。ほとんどの場合、施術に健康保険を使っているのではないのでしょうか。接骨院は医療機関ではありませんが、特例で健康保険が使える場合があるのです。

法律では、「接骨院では急性期の骨折、脱臼、打撲、捻挫に対して応急処置を受ける場合に限り、健康保険が使える」とされて

います。急性期以外では骨折、脱臼後の療養として医師の指示があった場合のみ認められています。つまり、接骨院ではいわゆる「けが（負傷）」のみに健康保険が使い、それ以外の場合、たとえば慢性の腰痛や肩こり（業務範囲外ではありますが）などでは保険は使えないことになっているのです。

## ○実際と異なる病名で保険請求している!?

接骨院での健康保険の使われ方にも大きな問題があります。厚労省の抜き取り調査では、接骨院から保険者に提出される請求書の病名は99.2%が捻挫、打撲、残りが骨折、脱臼になっています。

しかし、実際はどうでしょうか。ある市民アンケートでは慢性の腰痛、肩こりなどで受診したという回答が45%だったのですが、実数はもっと多いようです。私が患者さんから聞いた限りでも、ほとんどの方が腰痛、肩こり、膝痛など慢性の痛みで接骨院にかかっているようです。そうすると、接骨院では健康保険の適用外である慢性痛を、保険が使える打撲や捻挫という病名につけかえて保険請求している例が多いのではないかという推測も成り立ちます。

さて、接骨院の療養費は日本全体でどのくらいでしょうか。厚労省の発表から推計すると、2022年度で約2,800億円となっています。額面通り、施術対象が打撲、捻挫

2) あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業 若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412674.pdf>

だったとしても、これらに対する施術だけでも膨大な額が、健康保険から接骨院に支払われていることになります。

比較のために整形外科を見てみましょう。整形外科は全身とのかかわりの中で筋骨格系を中心に幅広く病気を診療しています。たとえば、骨折、脱臼はもちろん、骨粗鬆症、頸椎症、脊柱間狭窄症、関節炎から骨の悪性腫瘍ほか神経や血管の病気を主に診ており、捻挫や打撲の割合は約6%に過ぎないともいわれています。

診断に際してはレントゲン検査、CT・MRI検査、超音波検査、血液検査、などを適宜行い、必要に応じて投薬、注射、理学療法、手術等で治療にあたっています。それらにかかる費用と医師、看護師、理学療法士などの人件費もすべてあわせた費用が同年度で約1兆円あまりです。整形外科での捻挫や打撲にかかる費用は600億円程度と計算されます。

接骨院での打撲や捻挫（実際は腰痛、肩こりも含む）の施術にかかる費用が2,800億円、整形外科の入院外費用の総額の約28%にもなるということは異常ではないでしょうか？ また、入院外の国民総医療費（一般診療所）は約9兆5,000億円とされていますから（2022年度）、その約3%もの額が接骨院に支払われていることになるわけです。

## ○「療養費支給申請書」の サイン・押印にご注意！

なぜ、このようなことが起こるのでしょ

うか。それは、実際の症状と違った病名で、あるいは実際行った施術と異なる内容で保険請求することを許してしまう仕組みがあるからです。それを「受療委任払い制度」といいます。

繰り返しになりますが、接骨院は医療機関ではありません。接骨院での保険請求の仕組みは、一見医療機関と同じですが、実はまったく違います。本来は患者さんが直接保険者に請求するところを「柔道整復施術療養費支給申請書」という書類によって、施術者に委任するという特殊な請求方式をとっているのですが、これが「受療委任払い制度」です。

この制度は不正請求や、逸脱した施術を見逃す危険性が大きいと指摘されています。この制度が成り立つためには最低限、申請書の記載内容を患者本人が確認したうえでサインまたは押印することが必要です（[次頁図参照](#)）。施術の終了時または月の終わりに、内容を確認したうえで押印またはサインをすることが間違いを起こさないために重要と考えられます。

しかし、接骨院の中には、施術内容が記載されていない、いわゆる白紙の申請書にサイン又は押印を求めるところもあるようです。ご存じのように、一般社会では内容を確認しないまま、または白紙の委任状に絶対にサイン・押印してはならないこととされています。何を記入しても良い、どんな不利益を被ってもかまわないと、相手に全面的にゆだねることになるからです。接骨院だけが例外というわけではありません。

たとえば、接骨院に1日しか受診していないのに十数日も受診したことになってい

図 療養費支給申請書

① 負傷名を確認

負傷名	
(1)	
施	(2)

② 施術を受けた回数を確認

施術開始年月日	施術終了年月日	実日数
・	・	
・	・	

③ ①、②を確認してから、最後に署名

受取代理人の欄

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。

令和 年 月 日

住 所(上記住所欄と同じ)

被保険者  
世帯主  
組合員  
受給者

氏 名

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理記入の上、

たとえ、1カ所の打撲で数回受診したら、数カ所同時に打撲し十数回受診した事になっていたなど、請求書と実際の受診内容が食い違っている例は、枚挙に暇がないほど報告されています。

もちろんそのような悪質な例は接骨院全体の一部かもしれませんが、内容を確認しないままサイン・押印することは、そのような不正な請求を招きかねません。くれぐれも白紙の委任状にサイン・押印はしないようにしましょう。

また、先日患者さんからこんな相談を受けました。接骨院に行ったところ、待合室に張り紙がされ、「保険組合から受療状況について問い合わせを受けた場合、直接回答

せず当接骨院にまずご相談ください」と書いてあったとのことで、どうしてでしょうかねというものでした。近年療養費の適正請求に積極的に取り組んでいる保険組合が増えています。その表れのひとつとして請求内容に大きな疑問点がある場合、療養状況を患者さんに確認する例も出てきているようです。このような張り紙をしている接骨院は要注意と思われます。

○ 「痛み・病気の診断」は医療機関へ

接骨院では明らかながの応急手当てはできますが、痛み全般を診断することはできません。接骨院にかかるときはけがの原因、状況などを詳しく伝えましょう。また

けがの場合でも適切な処置を受けられるとは限りません。漫然とかかっている重大な被害があった例も見られます。けがの場合でも、接骨院にかかるのは休日他の理由で医療機関にすぐにはかかれないなどの場合に限り、応急的処置を受けた場合でも早急に医療機関を受診し、診断、治療を受けることが望ましいと思われまます。

**【例】**

バスケットボールをしていて受傷、接骨院で「突き指」といわれて毎日冷やしていたが、1カ月たっても治らず整形外科を受診。関節が大きく脱臼していること

が判明し、手術したものの後遺症が残ってしまった男性（日本臨床整形外科学会発表から）。

このような事例が多数報告されています。ただの痛みと思っても重大な病気が隠れているかもしれません。それを詳しく調べ診断するのは接骨院ではなく整形外科をはじめ医療機関の仕事です。

上記のような悲しい事態を避けるためにも、安易に漫然と接骨院にかかることを控え、整形外科・外科・内科等を受診し、きちんと診断を受けるべきと思います。

（よしだ・あきら＝練馬区）